

最高裁秘書第2552号

令和元年5月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年4月22日付け（同月23日受付，最高裁秘書第2232号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり，開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

部内における利用を前提とするものであり，裁判所職員において外部に公表，開示することが禁止されている司法行政文書のうち，司法行政文書開示手続により開示された部分を，一般の国民がインターネットで公表することが法的に禁止されているかどうか分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）